

目次

廃棄物の定義 編 ← これは廃棄物なのか？

事例1 廃棄物該当性の判断について

- Q 001 廃棄物の定義
- Q 002 主務官庁による廃棄物該当性の判断
- Q 003 廃棄物に該当しないもの
- Q 004 土砂と汚泥の判断
- Q 005 油分が5%未満の土砂の取扱い
- Q 006 有価物と専ら物
- Q 007 再生の定義
- Q 008 輸送費の取扱い
- Q 009 廃棄物の疑いがある有価物の自ら利用又は自ら保管
- Q 010 廃棄物と有価物の判断
- Q 011 不用品の回収
- NEW Q 012 有害使用済機器の定義
- NEW Q 013 使用済自動車等
- NEW Q 014 処分期間を経過した高濃度PCB使用製品
- NEW Q 015 コンクリートくずが混入している汚染土壌
- Q 016 災害廃棄物由来の再生資材

事例2 一般廃棄物と産業廃棄物の区分について

- Q 017 事業活動の範囲
- Q 018 事業活動の一環として行う付随的活動
- Q 019 事業系一般廃棄物
- Q 020 あわせ産廃
- Q 021 一般廃棄物の判断例
- Q 022 製造と卸売・小売の双方を行う事業場から排出された食品廃棄物
- Q 023 一般廃棄物を産業廃棄物として取り扱うこと
- Q 024 発生場所と異なる市町村での一般廃棄物の処理
- Q 025 木くずの判断例
- Q 026 がれき類の判断例
- Q 027 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの判断例と取扱い
- Q 028 繊維くず・廃プラスチック類の判断例
- Q 029 排出事業種の特定
- Q 030 金属くず・鋳さいの判断例と取扱い
- Q 031 石綿含有産業廃棄物の定義
- Q 032 熱やく減量が5%を超える安定型産業廃棄物の取扱い
- Q 033 公共の水域の範囲
- Q 034 燃え殻・はいじんの判断例、13号廃棄物の定義
- Q 035 不要な飲食品、泥状・液状物
- Q 036 不要な施設関連複合物等
- Q 037 水銀使用製品産業廃棄物の定義
- Q 038 水銀含有はいじん等の定義

事例3 特別管理廃棄物の種類と取扱いについて

- Q 039 引火性廃油
- Q 040 腐食性廃酸・腐食性アルカリの判断例
- Q 041 感染性廃棄物の定義
- Q 042 感染性廃棄物の判断例
- Q 043 感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の混合物
- Q 044 微量PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物
- Q 045 コンクリートで固めたPCB廃棄物
- Q 046 PCB汚染物を分解・解体した後のPCBが封入されていない部分
- Q 047 PCB汚染物を洗浄処理した後の使用済みの洗浄溶剤
- Q 048 廃石棉等の判断例
- NEW Q 049 石綿含有建築用仕上塗材の除去・補修に伴って生じた産業廃棄物
- NEW Q 050 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が困難な場所から発生した廃石棉等
- Q 051 廃水銀等・廃水銀等を処分するために処理したものの判断例
- Q 052 金属等を含む特定有害産業廃棄物の判断例

事業者の特定 編 ← だれが事業者なのか？

事例4 事業者の特定について

- NEW Q 053 建設廃棄物の事業者と発注者の責務
- NEW Q 054 分譲・建売用住宅の建築に伴って生じた建設廃棄物の事業者
- Q 055 下請業者による自ら保管と処理委託、自ら運搬
- Q 056 浄化槽汚泥の事業者
- Q 057 他人が所有する付帯設備の管理に伴って生じた産業廃棄物の事業者
- Q 058 清掃廃棄物の事業者
- Q 059 下取り行為等
- Q 060 不要な寄託品・余剰品の事業者
- Q 061 不要なリース物品の事業者

- Q 062 不要な梱包材・容器の事業者
- Q 063 中間処理産業廃棄物の事業者
- NEW Q 064 くず化された容器（ガスボンベ）の事業者
- Q 065 同一敷地内の企業群が排出した産業廃棄物の事業者と処理委託契約書
- NEW Q 066 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特別
- Q 067 法人格の有無等を踏まえた事業者の特定
- Q 068 集荷場所が提供される産業廃棄物の事業者とマニフェストの交付
- Q 069 自ら処理の運用例
- Q 070 埋設廃棄物の事業者
- Q 071 最終処分場の掘削工事に伴って生じた産業廃棄物の事業者
- Q 072 船内廃棄物の事業者と国外廃棄物の事業者

事例5 処理責任から見た事業者の範囲について

- Q 073 事業場内外での自ら保管
- Q 074 事業系一般廃棄物の自ら処理
- Q 075 産業廃棄物処理施設を使用した自ら処分
- NEW Q 076 産業廃棄物処理施設設置の許可に係る基準等
- NEW Q 077 管理型最終処分場等から排水される放流水
- Q 078 廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表方法
- NEW Q 079 産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として使用する手続き
- NEW Q 080 一般廃棄物処理施設の範囲
- Q 081 事故時の措置
- Q 082 運搬容器の表示・構造
- Q 083 帳簿の備えつけ
- Q 084 立入検査の事前連絡
- Q 085 報告の徴収・立入検査の対象
- Q 086 産業廃棄物処理業許可証の確認
- Q 087 産業廃棄物処理業者以外に処理委託できる者
- Q 088 一般廃棄物収集運搬業や一般廃棄物処分業の許可に基づく特別管理一般廃棄物の処理委託
- Q 089 産業廃棄物処理業者への処理委託と事業者の処理責任
- Q 090 一般廃棄物収集運搬業や一般廃棄物処分業の許可要件
- Q 091 規制権限の及ばない第三者による斡旋・仲介・代理等
- Q 092 現地確認の根拠
- Q 093 適正な対価の範囲
- Q 094 不法投棄や不法焼却の未遂等
- Q 095 焼却禁止の例外
- Q 096 原状回復の範囲
- NEW Q 097 改善命令と措置命令の準用
- NEW Q 098 処理委託の契約
- NEW Q 099 一般廃棄物処理委託契約書
- Q 100 マニフェストの運用
- Q 101 電子マニフェスト
- NEW Q 102 電子マニフェストの使用義務の範囲
- Q 103 更新許可が下りてくるまでの間の措置
- Q 104 混入等防止措置を講じなければならない者
- Q 105 中間処理業者による中間処理産業廃棄物の輸出

事例6 受託者の留意点について

- Q 106 積替保管を含む収集運搬の範囲
- Q 107 フェリーによる海上輸送
- Q 108 積卸しを行わない都道府県等を通過する収集運搬
- Q 109 運搬を伴わない積替保管のみの受託
- Q 110 海洋投入処分のための収集運搬
- Q 111 宅配便を利用した配送
- Q 112 複数の廃棄物の積積み
- Q 113 フロン類が充填された産業廃棄物の収集運搬の受託
- Q 114 電子マニフェストを使用する場合の運搬車に備えつける書面
- Q 115 分別又は圧縮の受託
- Q 116 産業廃棄物の性状が変わらない中間処理の受託
- Q 117 中間処理施設に投入しない有価物の拾集
- Q 118 運搬容器を含む廃棄物の中間処理の受託
- NEW Q 119 受託者の保管期限
- Q 120 再生利用を目的とした加工のための引取り
- Q 121 試験研究のための引取り
- NEW Q 122 一般廃棄物の収集運搬の受託
- Q 123 処理困難通知の範囲
- Q 124 無許可営業と受託禁止違反、名義貸しの禁止違反
- Q 125 変更届の可否等
- Q 126 変更許可の申請と変更届
- Q 127 優良産業処理業者認定制度
- Q 128 合併・分割に伴う許可の取扱い
- Q 129 申請者の能力
- Q 130 許可の取消し

産業廃棄物処理のためのガイドライン・マニュアル等一覧



詳細・お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

→ 第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

これは廃棄物？だれが事業者？お答えします！ 廃棄物処理 (改訂第3版)

● 定価2,970円 (本体2,700円+税10%) [コード071902]

申込部数 部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____ 様 ㊞

ご住所 _____ 部署名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____
ご氏名 _____ E-mail _____ @ _____

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php) からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印